

酸化エチレン滅菌の実施状況等に関するアンケート調査(令和5年度)

— 記入要領 —

● 調査の背景及び目的

酸化エチレン(別名:エチレンオキシド、エチレンオキサイド)は、常温で無色・透明の気体であり、殺菌力が強いことから医療機器等の滅菌剤等に利用されています。

国際がん研究機関(IARC)では、ヒトの発がん性について限定的な証拠があるとされており、動物実験では十分な証拠があるとして「グループ1(ヒトに対して発がん性がある)」に分類されています。また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」においても、特定第一種指定化学物質に指定される等、健康への影響が懸念されています。

一方、人の健康の保護及び生活環境の保全を目的とした「大気汚染防止法」では、有害大気汚染物質の優先取組物質に指定されており、事業者による責務として大気への排出・飛散の抑制が規定されています。

大気汚染防止法第18条の37(事業者の責務)

事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようしなければならない。

現在、環境省において酸化エチレンの環境目標値(※1)の設定に向けた検討が進められているところですが、参考までに、全国各地の大気中酸化エチレンのモニタリング結果を見ると、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」の有害性評価値(※2)よりも高い濃度を示す地点が多数確認されており、早急に排出削減対策を推進する必要があります(図)。

※1 人の健康を保護する上で維持されることが望ましい大気環境濃度

※2 吸入経路の発がん性で $9.20 \times 10^{-5} \text{mg/m}^3$ (実質安全量)

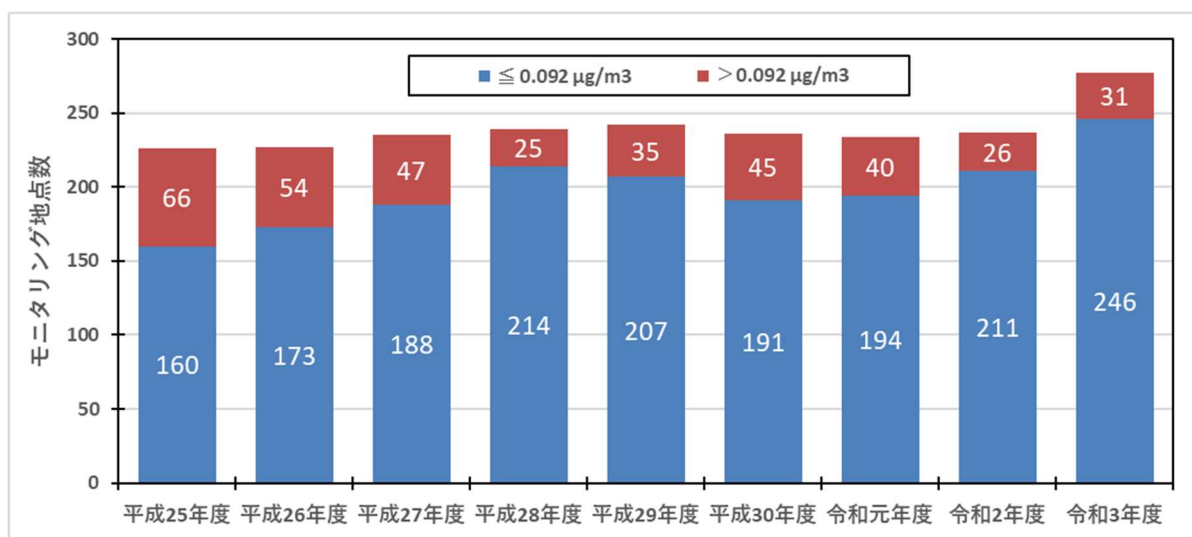


図 有害性評価値の超過地点数(赤色が超過したモニタリング地点の数)

このような状況を踏まえ、環境省は令和4年 10 月に「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」を策定し、事業者による自主的な排出抑制対策を推進 することとしました。

【参考】環境省 事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進

https://www.env.go.jp/page_00365.html

日本医師会及び四病院団体協議会においても、上記指針に基づき「酸化エチレン(エチレンオキシド)の大気排出抑制に向けた取組について」を策定し(※)、酸化エチレンの排出削減に向けた取組みを会員みなさまに周知したところですが、その進捗状況等を把握するため、本調査を実施します。

※ 詳細は別添の PDF ファイル「酸化エチレン(エチレンオキシド)の大気排出抑制に向けた取組について」をご参照ください。

●ご回答時の注意点など

- ◇ 本アンケート調査は、貴院の酸化エチレン(エチレンオキシド)の使用状況等に関する内容をお尋ねするものです。貴院の環境部門や酸化エチレン滅菌に関わる部門・部署のご担当者様にご回答下さい。
- ◇ 貴院が複数の事業所において酸化エチレンを使用されている場合、事業所ごとにアンケートにご回答ください。例えば、2 事業所で酸化エチレンを使用している場合は 2 回ご回答ください。複数ご回答いただく場合も同じ URL からご回答ください。連続してご回答いただく場合は、ブラウザの「再読み込み」(または F5 ボタン)を押していただくか、一度ブラウザを閉じて、再度 URL を入力してアクセスしてください。
- ◇ 回答を一時中断することはできません。回答の途中でブラウザを終了すると、途中でまだご入力いただいた回答は消去されますので、ご注意ください。
- ◇ 「データ送信」のボタンを押すとウェブ調査での回答が終了します。送信後は回答内容の修正はできませんので、ご注意ください。送信後に修正の必要が生じた場合は、後述する<問合せ先>の担当者までお問合せください。
- ◇ 自由記述式の設問では、なるべく具体的にご記入下さい。回答欄が狭く見える場合でも、入力欄がスクロールしますので、長い文章等を入力することができます。
- ◇ 同じ病院の敷地内で酸化エチレン滅菌装置を4台以上使用している場合は、主要な装置3台についてご回答ください。
- ◇ ご回答いただいた内容について、後日照会する場合があります。差し支えない範囲でご担当者様の連絡先を回答欄に記入いただき、照会があった際にはご回答いただきますよう、ご協力よろしくお願ひ致します。

●ご回答方法

- ◇ 本アンケート調査は、インターネットを使ったウェブ調査として実施するものです。インターネットブラウザから以下の URL にアクセスして回答を開始してください。

<回答用 URL>

<http://www.ries.co.jp/eo/index.html>

- ◇ 貴院のシステムの都合等で上記URLからの回答が困難な場合は、Excelファイルまたは紙媒体にてご回答いただくことも可能です。インターネット以外での回答を希望される場合は、以下の<問合せ先>担当者までご連絡ください。
- ◇ ご回答いただく全質問事項については、本記入要領末尾の別添をご覧ください。
- ◇ ご回答は 2023年9月4日(月) までにお願い致します。

●お問合せ先

- ◇ 日本医師会及び四病院団体協議会の「酸化エチレン(エチレンオキシド)の大気排出抑制に向けた取組について」等の自主管理計画に関するご質問は、下記の担当者宛に電子メールもしくは電話にてお問い合わせ下さい。

<問合せ先>

担当者氏名 一般社団法人日本病院会 企画課 滝澤
電子メール kikaku@hospital.or.jp
電話番号 03-5226-7749

- ◇ 質問の内容や回答方法に不明点等がございましたら、下記の担当者宛に電子メールもしくは電話にてお問い合わせ下さい。

<問合せ先>

担当者氏名 (株)環境計画研究所 調査研究部 早乙女、清水
電子メール ethylene_oxide@ries.co.jp
電話番号 042-361-2930